

様式1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年10月8日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	☐ 知事	☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	京都府	
3. 市区町村名	八幡市	
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号	94-1	
6. 独自利用事務の対象者	65歳から70歳までの所得税非課税者	
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	令和6年9月20日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	34	
10. 保護評価書の名称	老人医療に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=6000020262102&kk_name=%E5%85%AB%E5%B9%A1%E5%B8%82&ev_name=%E8%80%81%E4%BA%E5%8C%BB%E7%99%82&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=%EF%BC%91&opn_date_from_month=7&opn_date_from_day=7&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=7&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2	
12. 委任関係		▼

執行機関名 八幡市長

高齢者等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの	八幡市老人医療費支給条例(平成26年八幡市条例第3号)による老人医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	100	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	132	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		八幡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第10の項 八幡市老人医療費支給条例(平成26年八幡市条例第3号)による老人医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成9年法律第123号)第1条	八幡市老人医療費支給条例(平成26年八幡市条例第3号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、(加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等)について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の(保健医療の向上及び福祉の増進を図る)ことを目的とする。	この条例は、(老人)の(健康の保持及び増進を図る)ことを目的として、その者に対し医療費(以下「老人医療費」という。)を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		八幡市老人医療費支給条例(平成26年八幡市条例第3号) 八幡市老人医療費支給条例施行規則(平成26年八幡市規則第7号)